

**基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る
簡易公募型プロポーザル実施要領**

1 はじめに

この実施要領は、基町第17アパート（仮称）改築工事基本設計業務を委託するにあたり、適切な設計者を簡易型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務

(2) 業務内容

基本設計に際しては、主に次のことに留意した設計が求められる。（詳細については建築設計業務特記仕様書を参照。）

ア 設計条件は、別紙1「基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計に係る設計条件等」による。

イ 仕様については、別紙11「広島市市営住宅の基本仕様（以下「基本仕様」という。）」を基本とする。

なお、策定後の新技術や社会・経済情勢に対応することで更なるコスト縮減等（基本仕様と同等以下の費用で同等以上の性能・機能・品質が確保できると本市が認める場合に限る。）が可能となる場合には、異なる仕様の適用も可能とする。

ウ 工法等を多角的に検討し、ライフサイクルコスト（建設コスト・維持管理コスト等）及びライフサイクルCO₂の縮減を図ること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 業務実施上の条件

(1) 参加表明書を提出できる者の資格要件

ア 参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、①から⑤までに掲げる要件を全て満たす者であること。（参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員が①から⑤までに掲げる要件を全て満たすとともに、設計共同体が⑥から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。）

① 本市域内に主たる営業所（広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項にいう主たる営業所をいう。）又は支店等（継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。）を有していること。

② 本市の令和3・4年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が建築関係コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。

③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

④ 他の参加表明者の構成員又は協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

⑤ (a)から(e)に掲げる要件を全て満たす者であること。

(a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。

- (b) 公示日から契約までの間において、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (c) 次のいずれにも該当していないこと。
- (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
 - (イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (d) 他の参加表明者のうちに、以下の(ア)から(エ)までに掲げる事項に該当する者がいないこと。
- (ア) 資本的関係
 - a 親会社等と子会社等
 - b 親会社等が同一である子会社等
 - (イ) 人的関係
 - a 代表権を有する者が同一である会社等
 - b 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
 - (ウ) 複合的關係
 - 上記(ア)及び(イ)が複合した関係にある会社等
 - (エ) その他（上記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視しうる関係があると認められる場合）
 - a 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - b 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - c 組合とその構成員
 - d 共同企業体とその構成員
 - e その他審査の適正さが阻害されると認められる会社等
- (e) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 1 号及び第 2 号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
- (ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (イ) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者
 - (ウ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
 - (エ) 1 カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者

(オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者

- ⑥ 構成員の数が2者となる設計共同体であること。
- ⑦ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
- ⑧ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。
また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

(2) 技術者の資格要件は次のとおりである。

- ア 「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第14条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 「広島市等委託契約約款（建築設計業務用）」第15条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。
なお、管理技術者及び照査技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
意匠	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計のとりまとめ
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空気調和換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

- エ 管理技術者及び照査技術者は参加表明者に所属していること。意匠の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者に所属していること。

(3) 業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任（以下「再委託」という。）する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、市の指名停止措置を受けていないこと。

なお、意匠の分担業務分野（意匠）の再委託はできない。

4 設計者選定スケジュール

公示	令和4年4月28日(木)
質問の受付期間	令和4年5月2日(月)から令和4年5月12日(木)まで
質問に対する回答	令和4年5月17日(火)
参加表明書の受付期間	令和4年5月2日(月)から令和4年5月18日(水)まで
技術提案者の選定結果 及び審査結果の通知	令和4年5月下旬(予定)
技術提案書の提出期間	技術提案者の選定結果及び審査結果通知日の翌日(翌日が閉庁日の場合には直近の開庁日)から令和4年6月22日(水)まで
技術提案書及びヒアリングによる審査(評価)	令和4年7月上旬(予定)
設計候補者の選定結果 及び審査結果の通知	令和4年7月中旬(予定)

5 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局住宅部住宅整備課

電話：082-504-2297

電子メール：jutaku-s@city.hiroshima.lg.jp

6 本説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送又は電子メールで前記5の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

- (2) 質問の受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月12日(木)まで

(郵送の場合には5月12日(木)必着)

- (3) 質問に対する回答は、令和4年5月17日(火)に本市ホームページ上に掲載する。

(総合トップページ>プロポーザル・コンペの案件情報>【簡易公募型プロポーザル】基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務)

7 現地調査について

現在、基本設計業務の対象となる敷地(国有地)は、更地及び広島市道(中1区78号線・廃止予定)である。更地の周囲には仮囲いが設置されているため、仮囲い内に立ち入っての調査はできない(仮囲いの一部には透明素材により内部を視認できる箇所がある。)

8 参加表明書の提出等

- (1) 提出書類

様式1から様式5までを作成して(参加表明者が設計共同体の場合には、様式6-1から様式6-3までについても作成のこと)、前記5の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式1 (参加表明書)

参加表明者及び作成者を記入すること。

また、参加表明者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記入すること。

なお、広島市の令和3・4年度の建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務分野）の「建築一般」部門に係る入札参加資格の認定の登録番号を記入すること。

また、以下の書類を添付すること（設計共同体の場合は、代表構成員、構成員ごと）。

(ア) 様式1-別紙 (資本的関係・人的関係調書)

(イ) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 建築士事務所登録証明書（写し可）

イ 様式2 (参加表明者の経歴等)

参加表明者について、以下の通り記入すること。

(ア) 名称

参加表明者の名称を記入すること。

(イ) 参加表明者の業務の実績

参加表明者（設計共同体の場合は、代表構成員。）の平成24年4月以降の業務で公示日までに業務完了している共同住宅の基本設計又は実施設計の実績（市等※から受注したものに限る。）を1件記載するとともに、実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

※市等とは、国、都道府県、市町村、独立行政法人とする。

ウ 様式3 (管理技術者及び照査技術者の資格・経歴等)

管理技術者については①～⑧、照査技術者については①～③を以下のとおり記入すること。

① 氏名

技術者の氏名を記入すること。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記入するとともに、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記載するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出すること。

④ 業務の経験年数

管理技術者としての経験年数（令和4年4月1日時点での満年数とする）を記入すること。

⑤ 業務の実績

管理技術者が担当した平成24年4月以降から公示日までに業務完了している共同住宅の新築、改築又は増築工事を対象とした基本設計又は実施設計の業務の実績を、1件記入すること。

ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記入すること。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記入し、事業主

を()書きすること。

⑥ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙9「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」のとおり、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、社団法人日本建設業連合会（旧社団法人建築業協会）又は一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。）としての受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記入するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。

なお、受賞歴の記載は3件までとする。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件と評価する。

⑦ 継続教育（CPD）

令和3年度に取得した時間数を記入するとともに、「建築CPD運営会議」等が発行する証明書の写しを添付すること。

⑧ 手持ち業務の状況

公示日現在の手持ち業務の状況について記入すること。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載すること。（受賞歴については、意匠担当主任技術者のみとする。）

ただし、前記ウ③保有資格については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

【資格評価表】

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
意匠	一級建築士
	二級建築士
	その他
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
	その他
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士，技術士，一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士，その他
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士，技術士，一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士，その他

※ 「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※ 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

オ **様式 5**（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

カ **様式 6-1**（設計共同体結成届）

協定を締結し、提出すること。

キ **様式 6-2**（設計共同体協定書）

協定を締結し、協定書の写しを提出すること。

ク **様式 6-3**（設計共同体の取組体制）

構成員の担当する業務内容を具体的に記述すること。

また、構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

(3) 参加表明書の受付等

ア 受付期間

令和4年5月2日（月）から令和4年5月18日（水）まで

持参する場合は受付期間の広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に基づく市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日8時30分から17時15分まで。（郵送の場合には5月18日（水）必着）

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）すること。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

9 技術提案書の提出者の選定

設計者選定委員会（後記14参照）で、提出された参加表明書の審査（評価）を行い、参加表明者のうち評価の合計点の高い者から技術提案書の提出者（以下、「技術提案者」という。）を選定する。

(1) 技術提案者の選定方法等

ア 技術提案者の選定基準

別紙7「技術提案者の選定基準」のとおりとする。

イ 技術提案者の選定数

技術提案者は5者程度を選定する。

(2) 選定結果の通知

令和4年5月下旬

技術提案者の選定結果は、参加表明者の全員に通知する。

10 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

- (3) 前記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
- ア 受付場所 前記5の担当課に同じ
 - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

11 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

前記9(2)により選定された旨の通知を受けた者は、**様式7**から**様式10-2**までを作成して、前記5の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提出書類の作成方法等

各様式とも1枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは10.5ポイント以上、イメージ図等の注釈は8.0ポイント以上程度とし、判読できるものとする。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建築物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、**別紙10「表現の許容範囲の取扱い」**を参照)
- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合など)は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えているものが含まれると判断される場合は、**別紙8「技術提案書の特定基準」**の評価項目「業務実施方針及び手法」の4つの評価の着目点ごとに、当該評価点からその1/2を減点する。

- ・**様式8**、**様式9-1**及び**様式9-2**の表面には技術提案者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容(具体的な社名等)の記述はしないこととし、提出する各10部のうち各1部の裏面に技術提案者名を記入すること。

提出書類について、この実施要領及び各別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがある。(別紙6「技術提案者の選定及び技術提案書の特定に係る審査基準」を参照)

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。

ア 様式7(技術提案書)

イ 様式8(業務実施方針及び手法)

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項(**様式9-1**及び**様式9-2**に記載する内容を除く。)等を1枚(片面)に簡潔に記述すること。

なお、技術提案者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

ウ 様式 9-1 及び様式 9-2（評価テーマに対する技術提案）

次のテーマに対する技術提案を記述すること。

なお、記述にあたっては、〈課題に対するキーワード〉に関する提案を必ず盛り込むこと。

また、別紙 1「基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る設計条件等」に従うこと。

【テーマ 1：「周辺との調和及び都市景観」について】

隣接する基町高層アパート群との調和及び周辺環境に配慮し、優れた都市景観の形成・保全を図るための考え方を提案すること。

〈課題に対するキーワード〉

- ・ファサード・配置計画
- ・河川及びその対岸からの都市景観

【テーマ 2：「公営住宅の居住空間及び外部空間」について】

今回の敷地及びその周辺を前提として、公営住宅の特性に応じた居住空間や外部空間についての考え方を提案すること。

〈課題に対するキーワード〉

- ・地域コミュニティ
- ・川辺の緑豊かな立地
- ・多様な世代が暮らすまち

エ 様式 10-1 及び様式 10-2（公開用）

ホームページ公開用として使用するため、様式 9-1 及び様式 9-2 の概要版として作成し、提出者の名前を記入すること。

（3）技術提案書の提出期間等

ア 受付期間

令和 4 年 5 月 31 日（火）から令和 4 年 6 月 22 日（水）まで

持参する場合は上記期間の休日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。（郵送の場合には 6 月 22 日（水）必着）

イ 提出部数等

様式 7、様式 10-1 及び様式 10-2 は各 1 部、様式 8、様式 9-1 及び様式 9-2 は各 10 部（左綴じ、カラー使用可）を前記 5 の担当課へ持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となる。※ A 3 様式は折らないこと。

12 技術提案書の特定方法等

（1）技術提案書の特定

設計者選定審査委員会（後記 1 4 参照）において、提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、設計の候補者（以下「候補者」という。）として、総合評価点が最も高い者を「特定者」、次位の者を「次点者」と特定する。特定の結果は、設計者選定審査委員会終了後、提出者全員に通知する。

ただし、別紙 8「技術提案書の特定基準」の評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が 70 点満点中 6 割未満である者、又は、同項目の 4 つの評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の 2 割以下である者は、特定しないものとする。

ア ヒアリングの実施

実施時期：令和 4 年 7 月上旬（予定）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行う。

また、ヒアリングの日時、場所等は技術提案者に別途連絡する。

イ 技術提案書の特定基準

別紙 8「技術提案書の特定基準」のとおりとする。

(2) 候補者の選定

前記（1）により特定された者を、特定者、次点者の順に候補者として選定する。

(3) 候補者の選定結果及び審査結果の通知

令和 4 年 7 月中旬（予定）に、候補者の選定結果及び審査結果を、技術提案者全員に通知する。

なお、この通知は、候補者の選定結果を伝えるものであり、設計者として決定したものではない。

また、候補者の特定後、特定者名、次点者名（後記 15（3）の場合に限る。）、技術提案書の一部（様式 10-1 及び様式 10-2）及び参加表明者名を伏せた全員の評価の総合計点の一覧を市ホームページに掲載し公表する。

技術提案書の一部（様式 10-1 及び様式 10-2）の公表においては、特定者・次点者（後記 15（3）の場合に限る。）のみ提案者名を明記し、その他については提案者名を伏せることとする。

13 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 前記 5 の担当課に同じ

イ 受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

14 設計者選定審査委員会

技術提案者の選定及び技術提案書の特定は、基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る設計者選定審査委員会（委員は別紙 2 を参照）で行う。

15 契約等

(1) 本業務の契約は、市と設計者の 2 者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとする。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙 3、別紙 4 及び別紙 5-1～5-3 のとおりとする。

- (2) 本業務の委託金額は、約4,100万円(税込)を想定している。
- (3) 特定者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

16 その他の留意事項

- (1) 技術提案書を提出できる者は、提出期限までに参加表明書を提出し、本市から技術提案者として選定する旨の通知を受けた参加表明者に限る。
- (2) 提出された参加表明書、技術提案書は返却しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出された参加表明書は、技術提案者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1申請とする。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
ただし、ヒアリングの際に技術提案者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)が回答した内容については、技術提案書の内容とみなす。
- (7) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得ること。
- (8) 参加表明書又は技術提案書が書類不備(誤記載を含む。)で確認できない場合、当該参加表明書又は技術提案書を無効とする。
また、提出された技術提案書の中に技術提案者が特定できる内容を記載・掲載してある場合、その技術提案書は無効とする。
- (9) 前記5の担当課以外の市部局には電話等で直接問い合わせしないこと。
- (10) 提出者(提出を予定している者を含む。)又はその関係者は、公示日から候補者を選定するまでの期間において、技術提案者の選定及び技術提案書等の特定に関して、設計者選定審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは設計者を選定するものであり、具体的な設計内容は、業務契約後、市と設計者の協議を通じて決定するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、止むを得ず事業計画が変更または中止となった場合、市は参加表明者等に対して一切の責任を負わないものとする。